

滋賀県税条例の一部を改正する条例の専決について

1 専決理由

地方税法の一部を改正する法律が、現在、国会において審議中であり、この法律の公布に伴い、改正すべき滋賀県税条例の規定のうち平成25年4月1日に施行する規定等について改正するため専決を行おうとするものです。

2 主な専決内容

(1) 不動産取得税

- ① 農用地利用集積計画に基づき農用地区域内にある土地を取得した場合に課税の対象となる額から3分の1の額を控除する特例措置について、適用期限を平成27年3月31日まで延長します。(付則第8条関係)

【農用地利用集積計画】

農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地の利用権設定を促進する事業実施のため、農地の売買や貸借について、市町が作成する計画。

当該事業に基づく利用権の設定については、農業委員会が仲介するため安心であることや、農地法の許可が不要であることなどがメリット。

- ② 新築住宅に係る軽減措置について、サービス付き高齢者向け住宅を新築した場合に一戸当たりの面積要件の下限を30㎡以上に緩和する特例措置(通常40㎡以上)の適用期限を平成27年3月31日まで延長します。(付則第8条、第9条関係)

《軽減内容》

住宅： 評価額から1戸あたり最大で1200万円を控除

敷地： 1戸あたりの床面積の2倍(200㎡を上限)の面積分の税額を減額

【サービス付き高齢者向け住宅(貸家)】

- ・知事への登録制度
- ・便所、洗面設備等の設置、バリアフリー
- ・少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供
- ・高齢者の居住の安定が図られた契約であること、前私家賃等の返還ルールおよび保全措置が講じられていること。

(2) 自動車取得税

衝突被害軽減ブレーキを搭載した先進安全自動車に係る自動車取得税の軽減措置の対象に5トンを超えるバスを追加します。(現行：8トンを超えるトラック等)(付則第10条の2の4関係)

《軽減内容》

課税の対象となる額から350万円を控除

《適用期限》

8 t超22 t以下のトラック、5 t超12 t以下のバス：平成27年3月31日までの取得

22 t超のトラック等、12 t超のバス：平成26年10月31日までの取得

(3) 狩猟税

対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置について、その適用期限を平成28年3月31日まで延長します。(付則第11条関係)

【対象鳥獣捕獲員】

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定により、市町長が対象鳥獣の捕獲等の被害防止施策を実施するために指定する職員。

3 その他の専決内容

(1) 不動産特定共同事業法の改正に伴い、同法に規定する特例事業者が同法に規定する不動産特定共同事業契約に基づき取得する一定の不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する軽減措置を平成27年3月31日まで講じます。(付則第8条関係)

(2) 平成25年3月31日に適用期限が到来する下記の不動産取得税の特例措置について、平成27年3月31日まで延長します。(付則第8条、9条関係)

ア 一定の特定目的会社が、資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る軽減措置

イ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る軽減措置

ウ 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る軽減措置

エ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る軽減措置

オ 公益社団法人または公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る軽減措置

カ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る軽減措置

(3) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用施設に係る軽減措置について、対象から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて当該施設を取得する場合を除外した上、その適用期間を平成27年3月31日まで延長します。(付則第8条関係)

(4) 次に掲げる不動産取得税の特例措置を廃止することとします。

ア 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が取得する換地に係る軽減措置(付則第8条関係)

イ 独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業又は農用地総合整備事業に伴う仮換地等の指定により取得する土地に係るみなし課税措置(第39条第10項関係)

4 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。ただし、3(1)の改正については、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとします。